

DISCLOSURE 2023

お近くの信用保証協会へお気軽にご相談ください。



本所

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号
(秋田県商工会館内)
TEL 018-863-9011/FAX 018-863-9188

秋田東営業室

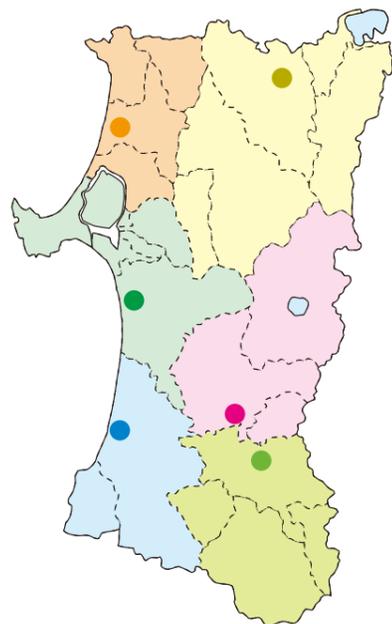
TEL 018-863-9016/FAX 018-863-9010
担当地域: 秋田市(主に東部)

秋田西営業室

TEL 018-863-9018/FAX 018-863-9010
担当地域: 秋田市(主に西部)・男鹿市・潟上市
南秋田郡

債権管理室

TEL 018-863-9017/FAX 018-863-9010



大館支所

〒017-0897 大館市字三の丸90番地
TEL 0186-49-2281/FAX 0186-49-2280
担当地域: 大館市・鹿角市・北秋田市・北秋田郡・鹿角郡



能代支所

〒016-0817 能代市上町6番28号
TEL 0185-54-2377/FAX 0185-55-2264
担当地域: 能代市・山本郡



本荘支所

〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4
TEL 0184-22-5330/FAX 0184-22-5332
担当地域: 由利本荘市・にかほ市



大曲支所

〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号
TEL 0187-63-1811/FAX 0187-63-1812
担当地域: 大仙市・仙北市・仙北郡



横手・湯沢支所

〒013-0046 横手市神明町2番27号
TEL 0182-32-2361/FAX 0182-32-2363
担当地域: 横手市・湯沢市・雄勝郡

DISCLOSURE 2023

事業概況

令和5年度版



発行日/令和5年7月31日
編集/秋田県信用保証協会 総務企画部
発行/秋田県信用保証協会
ホームページ/https://www.cgc-akita.or.jp
表紙写真/藤里駒ヶ岳(藤里町)



ごあいさつ

DISCLOSURE 2023



秋田県信用保証協会
会長 堀井 啓一

平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の活動について広くお知らせするために、ディスクロージャー誌「事業概況令和5年度版」を作成しました。

本誌をとおして、多くの皆さまに信用保証制度や当協会の取組に対するご理解を、一層深めていただければ幸いです。

本年7月、秋田県は全域にわたって記録的な大雨に見舞われました。被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当協会においては、被害に遭われた中小企業・小規模事業者に対する「特別相談窓口」を設置し、金融支援・経営支援に努めています。

皆さまの一日も早い復旧をお祈りいたします。

秋田港と能代港において、わが国初の本格的な洋上風力発電がスタートしました。

一方で食料の安全保障を確かなものにするため、農業県秋田の貢献が強く求められています。心待ちにしていた祭りや花火、イベントが全面的に復活し、交流人口の拡大とともに、私たちに元気をもたらしてくれています。

当協会は、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げています。

多くの中小企業・小規模事業者と誠心誠意向き合い、手を携え、このたびの大雨による災害を乗り越え、秋田における「チャンス」を確かな形のあるものに創っていきたいと思います。

当協会では、「企業に出向き、対話を繰り返す」企業訪問が、経営支援の入口との認識を、すべての役職員が共有しています。

地域や企業の信頼を獲得するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員の意識向上を図るなど、コンプライアンス態勢を徹底します。

役職員一同、力を合わせて取り組んでまいります。皆さまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

目次

DISCLOSURE 2023

信用保証協会とは／秋田県信用保証協会プロフィール	2	信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会役員・組織図	3	秋田県信用保証協会役員・組織図
信用補完制度について	4	信用補完制度について
信用保証のご利用について	6	信用保証の利用について
責任共有制度	8	責任共有制度
信用保証料	9	信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）	10	主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）	12	主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）	14	主な保証制度（市町村制度）
企業支援のための取り組み	15	企業支援のための取り組み
金融支援に関する取り組み	19	金融支援に関する取り組み
令和4年度業務実績	20	令和4年度業務実績
事業概況	20	事業概況
金融機関別保証状況	21	金融機関別保証状況
業種別保証状況	22	業種別保証状況
制度別保証状況	23	制度別保証状況
市郡別保証状況	24	市郡別保証状況
経営者保証を不要とする保証の取扱いについて	25	経営者保証を不要とする保証の取扱いについて
令和4年度 決算報告	26	令和4年度 決算報告
令和5年度 経営計画について	30	令和5年度 経営計画について
個人情報の保護について	34	個人情報の保護について
コンプライアンスについて	36	コンプライアンスについて

信用保証協会とは

中小企業の金融円滑化を目的に、「信用保証協会法」に基づいて設立された「公的機関」です。

- 中小企業の皆様が、金融機関から**事業資金**を借入する際に、信用保証協会が**公的な保証人**となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。
- 秋田県信用保証協会は、秋田県、各市町村、金融機関等から総額100億円の出資（出捐金）をいただき、国・県・市町村の中小企業施策の実施に重要な役割を果たしています。

信用保証事業の基本理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業に対して、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

令和5年3月31日現在、県内14,867の中小企業・小規模事業者にご利用いただいています。秋田県の他に、各都道府県及び4市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）の合計51の信用保証協会があり、全国で約159万の中小企業の皆様からご利用いただいています。

	利用企業数	ご利用額（保証債務残高）	保証利用度
全国信用保証協会全体	1,585,347企業	40,420,202百万円	44.31%
秋田県信用保証協会	14,867企業	332,094百万円	44.92%

秋田県信用保証協会プロフィール

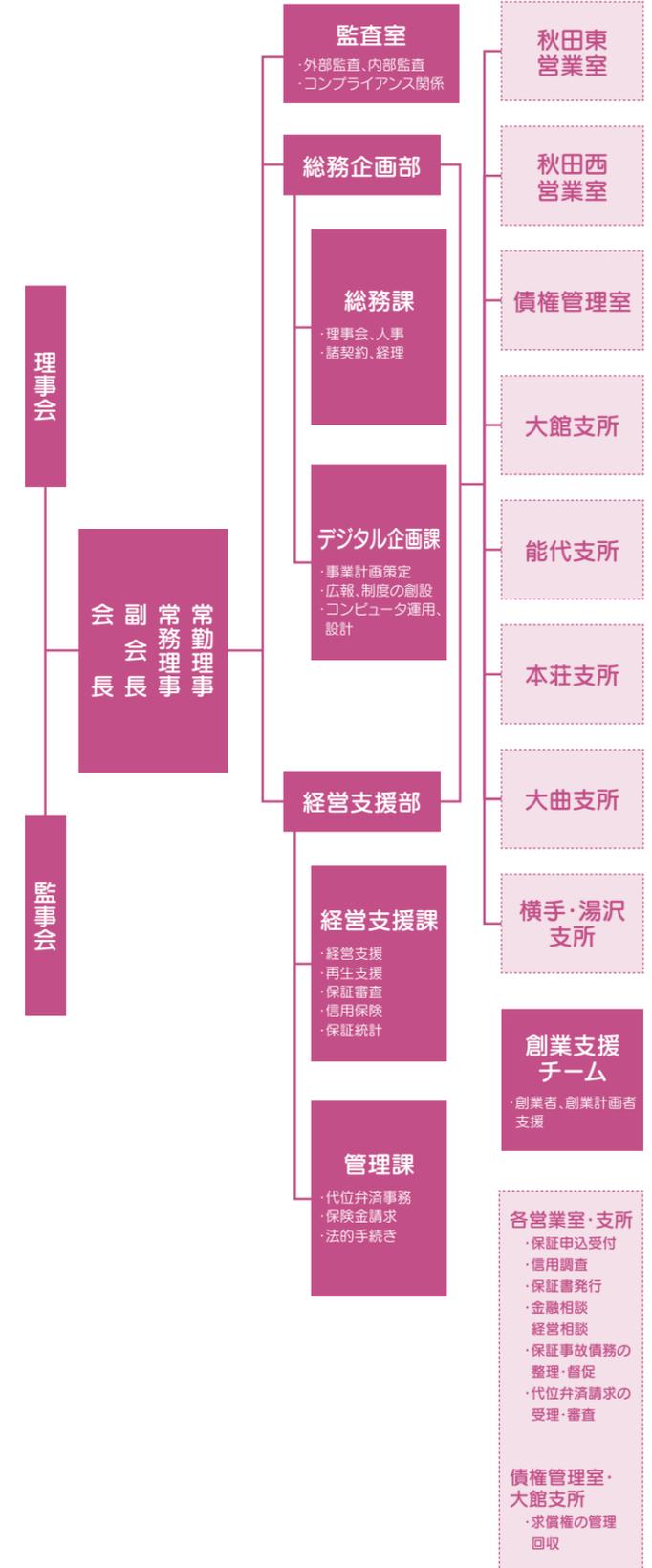
設立認可	昭和26年4月24日
業務開始	昭和26年8月1日
根拠法	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
基本財産	191億円
保証債務残高	3,321億円
保証利用企業者数	14,867企業（県内中小企業者数33,096企業）
保証利用度	44.92%
理事・監事	18名（うち常勤理事4名、常勤監事1名）
職員	67名
事務所	本所 秋田市 支所 大館市、能代市、由利本荘市、大仙市、横手市

秋田県信用保証協会 役員・組織図

役員 (令和5年4月1日現在)

役職名	氏名
会長 常勤	堀井 啓一 前：秋田県副知事
副会長	辻 良之 秋田県商工会議所連合会会長
常務理事 常勤	加藤 慶美 秋田県産業労働部課長待遇
理事 常勤	伊藤 登志雄 前：秋田県信用保証協会総務企画部長
理事 常勤	船木 富三弥 前：秋田県信用保証協会総務企画部長
理事	新谷 明弘 秋田銀行頭取
理事	石川 定人 秋田県産業労働部長
理事	板垣 良一 商工組合中央金庫秋田支店長
理事	伊藤 新 北都銀行頭取
理事	大森 三四郎 秋田県商工会連合会会長
理事	北林 貞男 秋田県信用組合理事長
理事	菅原 浩 秋田県信用金庫協会会長
理事	藤澤 正義 秋田県中小企業団体中央会会長
理事	穂積 志 秋田県市長会会長
理事	松田 知己 秋田県町村会会長
監事 常勤	田中 一博 前：秋田県信用保証協会常勤理事
監事	長谷部 弘輝 税理士法人秋央長谷部会計代表社員
監事	赤坂 薫 かおる総合法律事務所代表

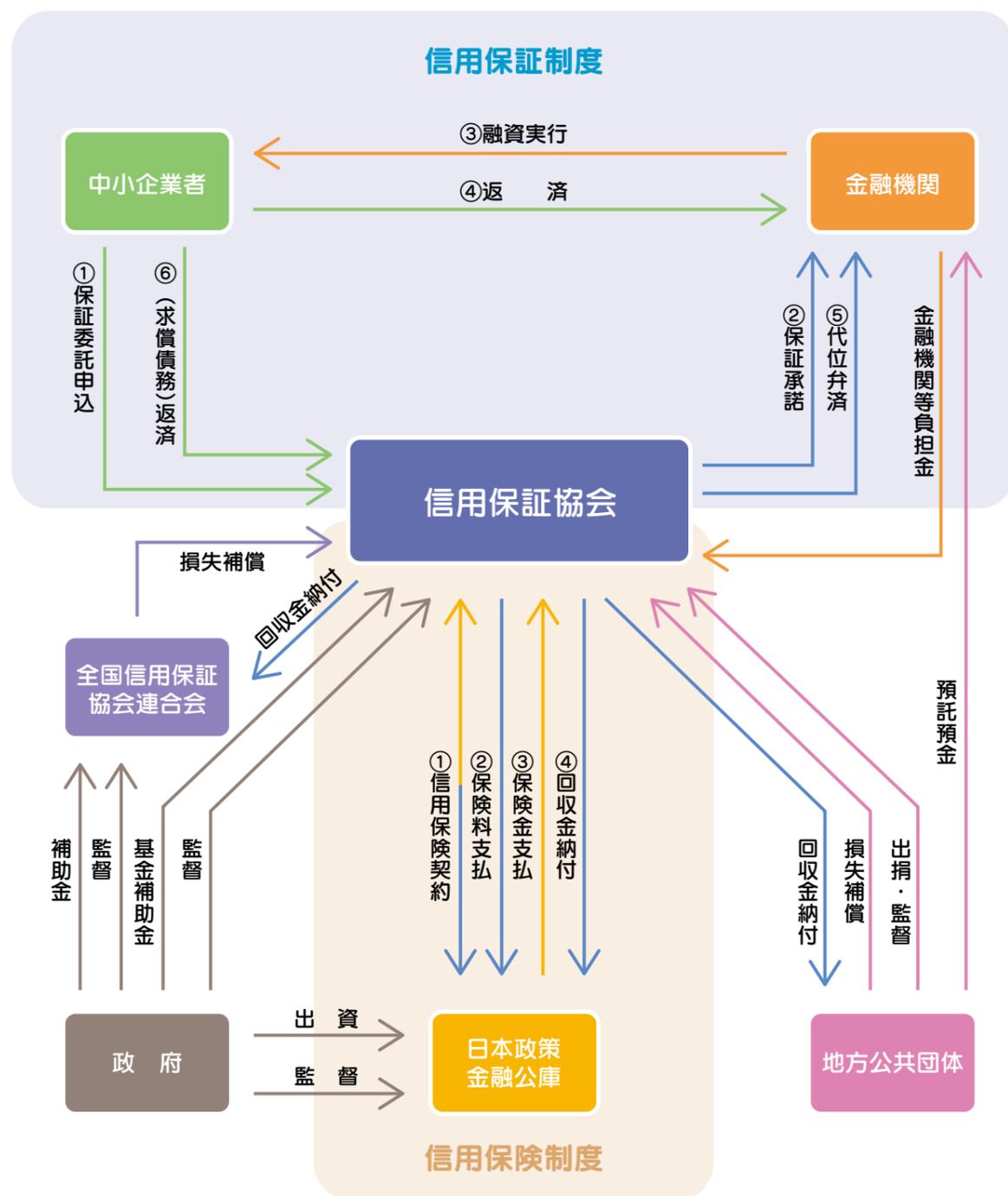
組織図



理事 15名、監事3名

信用補完制度について

信用補完制度とは、信用保証協会が金融機関に対して、中小企業者の債務を保証する「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称で、これらの制度が有機的に結合することで中小企業金融の円滑化をめざしています。



信用保証制度のしくみ

- 保証委託申込**
中小企業者が信用保証を利用される場合、金融機関を経由して、あるいは直接信用保証協会に申し込みます。
- 保証承諾**
信用保証協会は事業の内容などを調査し、申込を承諾する場合は金融機関へ「信用保証書」を発行します。
- 融資実行**
金融機関は、「信用保証書」の条件に基づいて融資を実行します。この際、中小企業者は所定の保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めます。
- 返済**
中小企業者は、返済条件に基づいて、借入した金額を返済します。
- 代位弁済**
何らかの事情で返済が困難になった場合、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。信用保証協会は、代位弁済請求に基づき、中小企業者に代わって金融機関へ代位弁済します。代位弁済と同時に、信用保証協会は、中小企業者に対して求償権を取得し債権者となります。
- (求償債務)返済**
代位弁済後、中小企業者は信用保証協会へ求償債務の返済をします。

信用保険制度のしくみ

- 信用保険契約**
信用保証協会の保証は、原則として、中小企業信用保険法に基づき日本政策金融公庫が行う信用保険に付されます。
- 保険料支払**
信用保証協会は、日本政策金融公庫に対し保険の種類ごとに定められた信用保険料を支払います。
- 保険金支払**
返済が困難となった中小企業者に代わって信用保証協会が金融機関へ代位弁済した場合、日本政策金融公庫に保険金の支払いを請求します。日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元金の70%~90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- 回収金納付**
中小企業者からの求償債務返済に応じ、信用保証協会は回収金の70%~90%（上記③と同じ割合）を日本政策金融公庫に返納します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける方

- **所在地、営業実績**…原則として秋田県内に事業所（店舗・事業所・工場等）があって、現在適法に事業を営んでいる方。
- **企業規模** …… 資本金または常時使用する従業員が、次のいずれかに該当している方。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業		
旅行業		
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

□ **業 種** …… 中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用可能です。ただし、農林漁業（素材生産及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、性風俗関連営業、宗教・政治・経済・文化団体等、中小企業信用保険法等において保証対象となっていない業種については、ご利用いただくことができません。また、許認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

- **保証限度額** …… 個人・法人 2億8,000万円（組合等 4億8,000万円）（この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠有）
- **保証期間** …… 運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内（制度保証については、要綱に定める期間）
- **資金使途** …… 事業に必要な運転資金、設備資金が対象となります。（住宅建設資金、消費資金など事業外の資金、当面利用予定のない不動産取得など投機的な資金は対象外）
- **連帯保証人** …… 必要となる場合があります。
- **担 保** …… 不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可能です。但し、事業規模、決算状況等により取扱可能額は変動します。

□保証審査

- ◎ 保証審査は、決算内容だけでなく、次のような項目を踏まえ総合的に審査を行います。
 - ・ 経営実態、金融機関取引状況、不動産状況、担保設定状況
 - ・ 支援企業の有無、金融機関の支援姿勢
 - ・ 技術力、商品開発力、公的機関の認定
 - ・ 今後の成長性、経営計画
- ◎ 赤字、債務超過となっている方でも今後の見通し、経営改善に関する事業計画の策定等により、企業維持が見込まればご利用可能です。

保証をご利用いただくために解決すべき課題

次のいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保証取扱いの前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

- ◎ 社会保険料、税金を滞納している
- ◎ 前回の保証条件が不履行となっている
- ◎ 信用保証料が未納となっている
- ◎ 現在保証を受けている債務が延滞中の場合（連帯保証人を含む）
- ◎ 融通手形を利用している
- ◎ 高利借入を利用している
- ◎ 社外へ資金が流出している
- ◎ 当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受けている債務の連帯保証人となっている

ご利用いただけない方

- 次のいずれかに該当する方は、保証の取扱いができません。
 - ◎ 許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない場合
 - ◎ 銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6カ月以内の方を含む）を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
 - ◎ 当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受け、支払いの終わっていない場合
 - ◎ 競売、差押、破産等の法的手続き中の場合
 - ◎ 暴力的不法行為者等が介在している場合

※反社会的勢力には保証の取扱いができません。
 不当な資金源獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力との関係遮断ができるよう、信用保証委託契約等に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

責任共有制度

責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。

なお、セーフティネット保証や小規模事業者・創業者などを対象とした、責任共有対象外の保証制度もあります。

責任共有制度の詳細

具体的な方式	金融機関がリスクを負担する方式は、「部分保証方式」と「負担金方式」があります。(金融機関が選択します) ①部分保証方式 金融機関が融資する額の一定割合を保証する方式 ②負担金方式 金融機関の過去の保証利用実績(保証債務平均残高や代位弁済率等実績)に基づき一定の負担金を支払う方式
金融機関の負担割合	金融機関の負担割合は20%
主な対象除外制度	次の制度については対象除外となっております。 ①経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号および6号 ②災害関連保証 ③創業関連保証 ④特別小口保険に係る保証 ⑤事業再生保証 ⑥小口零細企業保証(県・市町村の小口資金など) ⑦求償権消滅保証 ⑧中堅企業特別保証 ⑨東日本大震災復興緊急保証 ⑩事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既存残高の範囲内で借換する場合) ⑪危機関連保証 ⑫伴走支援型特別保証(責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既存残高の範囲内で借換する場合)

<責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図>

①部分保証方式

保証時点	80% 保証部分	20% 非保証部分
------	-------------	--------------

代位弁済時点

80% 信用保証協会からの代位弁済額	20% プロパー分
-----------------------	--------------

金融機関は80%の保証部分について、信用保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

②負担金方式

保証時点	100% 保証部分
------	--------------

代位弁済時点

100% 信用保証協会からの代位弁済額	20% 負担金
------------------------	------------

金融機関は100%信用保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払うこととなります。

信用保証料

信用保証料

基準となる料率は中小企業者の経営状況に応じ、責任共有制度の対象となる場合には年0.45~1.90%の範囲内で次のとおりです。

県制度資金については、県で保証料の一部又は全額補給を実施しています。また、市町村制度については、各市町村で保証料の一部又は全額補給を実施しています。

信用保証料率表 (％)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (下段は特殊料率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有対象外保証料率 (下段は特殊料率)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

信用保証料決定のプロセス

- 決算データについて、中小企業信用リスク情報データベース(略称CRD)のスコアリングモデルに基づいて評価します。
- 評価結果に応じて基準となる料率を決定します。
- 会計参与を設置している場合は中小企業会計割引として0.1%を、担保を提供いただいた場合は有担保割引として0.1%をそれぞれ割引し、最終的な保証料率となります。
※ 上記表の特殊料率とは、「カードローン根保証」「当座貸越根保証」「手形割引根保証」を利用する場合の料率です。
※ CRDは、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を目的に設立された中小企業を対象とした日本最大の信用情報データベースです。
※ 貸借対照表を作成していない個人事業者または決算データの無い創業者については、一律1.15%(責任共有対象外の場合1.35%)の保証料率が適用されます。

信用保証料の計算方法

<一括返済の場合>

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間(月数)} \div 12 \times \text{保証料率}$$

<分割返済の場合>

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間(月数)} \div 12 \times \text{保証料率} \times \text{分割返済係数}$$

分割返済係数

返済回数	分割返済係数
2回 ~ 6回	0.70
7回 ~ 12回	0.65
13回 ~ 24回	0.60
25回以上	0.55

※不均等分割返済、据置金額がある場合等は別途計算が必要となります。

主な保証制度一覧 (秋田県制度)

令和5年4月1日現在

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%) ※①	保証料率 (企業負担、%)	担保	取扱金融機関※①	備考	
中小企業振興資金	一般資金	1億円	運転設備 7年	1.95	1.55以内 (※②)	必要に応じ		借入から完済まで借入利率が一定となります。	
			10年	1.70					
			15年	1.75					
			15年	1.50 (※④)					
	SDGs推進枠	固定	2,000万円	7年	1.95	0.45以内 (※③)		借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。	
	変動	10年	1.50 (※④)		経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、秋田県認定・表彰の「秋田県SDGsパートナー制度」、「秋田県健康経営優良法人」、「秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人」、「秋田県女性の活躍推進企業表彰」、「秋田県子ども・子育て支援知事表彰」、「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」のいずれかを取得している企業が対象となります。				
	小規模事業振興資金	マル小	(県小口と合算で2,000万円)	7年	1.95	0.45以内 (※③)		従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。	
	流動資産融資保証	県ABL	1億円	1年(更新可)	1.60	0.68以内	在庫または売掛債権のみ	在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。	
	中小企業災害復旧資金	災害復旧	3,000万円	10年	1.35	0	原則不要	災害によって事務所棟が罹災した企業が対象となります。(市町村の罹災証明が必要です)	
	経営安定資金	経営安定資金(通常枠)	8,000万円	受注減	10年	1.55	1.55以内 (※②)	必要に応じ	この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ① 直近3ヵ月間、直近6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ② 直近決算において赤字を計上
連倒				1.55以内 (※③)	倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有す企業が対象です。				
借換枠		借換	2億8千万円	10年	1.40	1.55以内		既存の緊急経済対策、23年地震資金及びコロナ関連制度等の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。	
特別改善枠		経営安定再生	8,000万円 5,000万円	12年	1.95	1.55以内 (※②)		中小企業活性化協議会の支援を受け事業再生に取組む企業が対象です。	
新型コロナウイルス感染症対策枠		経営安定コロナ対策	8,000万円	10年	1.35	1.40以内 (※⑦)	原則不要	商工調停士から事業再生計画についての指導を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。	
原油・原材料等価格高騰対策枠		経営安定価格高騰	4,000万円	10年	1.35	1.40以内 (※⑥)		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少している方が対象です。	
秋田県伴走支援型特別保証(ウイズ・アフターコロナ枠)		県伴走特別	1億円	10年	1.55	1.15以内 (※⑨)	必要に応じ	原油・原材料等の仕入価格が高騰しているにもかかわらず、価格転嫁できていない方が対象です。	
秋田県事業再生計画実施関連保証<感染症対策型>(事業再生枠)		県改善サポ感染	2億8千万円	15年	1.75	0.2		新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の資金円滑化を支援すると共に金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や収益力改善を支援します。	
事業革新資金		事業革新資金	1億円(※⑫)	10年	1.30	0.60以内	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい	この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農工商応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④ 新市場(海外を含む)進出による事業展開を図ろうとする方
		事業革新資金賃金水準向上枠	事業革新(賃金向上)	2億円		0		上記③または④に該当する方で賃金水準向上計画を策定している方。	
事業承継資金	秋田県事業承継資金	1億円(※⑤)	10年	1.30 (後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けた方は1.10%)	0		次の何れかの方が対象です。 ① 破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ② 事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ③ 事業承継により従業員等が代表となった法人(新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。) ④ 事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方		
	秋田県事業承継資金融資特別保証(経営者保証特別枠)	バトンタッチ	2億円	10年	1.30 (中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの認定を受けた方は1.10%)	0	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。		
	秋田県経営承継借換資金融資保証(経営者保証特別枠)	県承継借換	2億円	10年	1.30 (中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの認定を受けた方は1.10%)	0	経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた県内中小企業について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。		
その他	再生可能エネルギー設備資金	エネルギー設備	2億円		1.07以内		発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。		
	再生可能エネルギー産業参入支援資金	エネルギー産業参入	2億8千万円	15年	1.30	0	再生可能エネルギー発電事業を行う方又は同発電設備に関連する事業を行う方の必要資金を支援します。		
	中小企業連携支援資金	グループ連携	5,000万円	10年	1.30	0.60以内	異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。		
	中小企業アグリサポート資金	県アグリ	2,500万円	10年	1.55	0.60以内	農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。(農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く)		
	賃金水準向上資金融資保証(中小企業特定社債保証)	賃金水準向上(社債)	3千万円以上 5億6千万円以内 (※⑩)	2年~7年	金融機関所定	0	原則として保証金額が2億円を超える場合は担保が必要	適債基準を満たし、かつ賃金水準向上計画を策定している方が対象です。	
責任共有制度の対象除外資金	秋田県小口零細企業保証	県小口	2,000万円	運転設備 7年 10年	1.75	0.50以内	原則不要	従業員20名(商業・サービス業は5名)以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。	
	秋田県創業支援資金	県創業関連	3,500万円(※⑥)	10年	1.10	0	不要	これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。 上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。	
		女性・若者支援枠	2,500万円						
	秋田県スタートアップ創出促進資金	スリーS保証	3,500万円(※⑥)	1.10	0.80以内	0.2以内	不要	これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う方を対象に、連帯保証人なしでの資金調達が支援します。(税務申告1期末終了の場合は、創業資金総額の1/10の自己資金が必要になります。) 上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。	
		女性・若者支援枠	2,500万円						
秋田県再建企業特別融資資金	県再起	3,500万円(※⑥)	10年	金融機関所定	0.70以内	不要	過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象です。		
県事業再生	1億円	1年	金融機関所定	1.2以内	必要に応じ	法的な再建手続により事業再生に取組む方が対象です。			

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号~4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。(県ABL、借換枠、エネルギー設備、エネルギー支援、グループ連携、県アグリを除く) ※② セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号~4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。
 ※③ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号~4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。 ※④ お借入後の利率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。 ※⑤ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円 ※⑥ 県創業関連、スリーS保証、県再起については、合算で3,500万円が上限となります。 ※⑦ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は4号認定の場合0.68%、5号認定の場合0.56%となります。 ※⑧ セーフティネット5号を併用する場合の保証料率は0.56%となります。 ※⑨ セーフティネット4号又はセーフティネット5号を併用場合は、保証料率が0.2%となります。 ※⑩ 保証限度額は4億5千万円となります。 ※⑪ 「賃金水準向上(社債)」は、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あすか信用組合、JA秋田しんせいを除く金融機関、「県小口」は商工組合中央金庫を除く金融機関でのお取り扱いとなります。 ※⑫ 環境調和型産業集積支援事業の認定を受け、当該事業を行う場合は2億円。

主な保証制度一覧 (秋田県制度・Pick Up)

秋田県貸金水準向上資金融資保証 (中小企業特定社債保証)

生産性の改善や規模拡大により、貸金水準の向上に取り組もうとする県内中小企業者に対して、疑似資本ともいえる長期安定的な資金調達を支援する制度です。

本制度の特徴

- 2年から7年後の一括返済が可能です。
- 県から信用保証料の全額補給が受けられます。
- 計画終了年度まで毎年金融機関に計画の実行状況の報告が必要です。
- ※本制度は取扱い金融機関に対し、保証料及び事務委託手数料等が別途発生します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。

以下の要件に該当の方がご利用できます。

- ☑利用要件チェック
- 次の適債基準表の純資産総額のいずれかに該当し、①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を満たし、給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を3年以上実施するための計画を策定している方

<適債基準>

項目	純資産の額			発行限度額	保証期間	発行利率	保証料率	資金用途
	5千万円以上 3億円未満 (1)	3億円以上 5億円未満 (2)	5億円以上 (3)					
① 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	3千万円以上5億6千万円以内	2年以上7年以内	金融機関所定	0% (全額県補給)	事業を実施するために必要な資金。ただし、金融債務の返済資金を除く。
② 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上					
③ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上					
④ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上					

秋田県伴走支援型特別保証 (ウィズ・アフターコロナ枠)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者への資金調達を行うにあたり、経営に係る現況・課題を克服するための取組事項などを盛り込んだ「経営行動計画書」を作成し、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、中小企業者の経営の安定や収益力改善を図るための制度です。

本制度の特徴

- 国から一部信用保証料の補助が受けられます。
- 金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告が必要です。

以下のいずれかの要件に該当の方がご利用できます。

- ☑利用要件チェック
- (1) セーフティネット4号の認定を受けた方
- (2) セーフティネット5号の認定を受けた方
- (3) 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月と比較して5%以上減少していること
 - ii 最近1ヶ月間の売上高総利益率が直近決算と比較して5%以上減少していること
 - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少していること
 - iv 最近1ヶ月間の売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少していること
 - v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少していること
 - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少していること

借入限度額	1億円
保証期間	10年以内 (据置期間5年以内)
借入利率	1.55%
保証料率	(1) (2) 0.2% (3) 1.15%以下
資金用途	(1) (2) 経営の安定に必要な資金 (3) 事業に必要な資金

秋田県スタートアップ創出促進資金『スリーS保証』

創業時における資金調達にあたり、経営者保証を不要とすることで中小企業者の積極的な事業展開を支援する制度です。

本制度の特徴

- 経営者保証が不要となる制度です。
- 創業を予定されている方または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。
- 法人設立から3年目、5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート (写)」を金融機関に提出することが必要です。

以下の①～⑤の要件のいずれかに該当の方がご利用できます。

- ☑利用要件チェック
- ①事業を営んでいない個人で2か月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
- ②事業を営んでいない個人が設立した法人で設立から5年未満である
- ③分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人
- ④分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- ⑤事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

借入限度額	3,500万円 (女性・若者支援枠2,500万円)
保証期間	10年以内 (据置1年以内) ※申込金融機関から同時にプロパー借入を行う、または申込時にプロパー借入残高がある場合は、据置期間を3年以内にする事ができます。
借入利率	1.30% (創業塾等修了者、移住後3年以内、女性・若者支援枠は1.10%)
保証料率	0.80% (女性・若者支援枠0.20%)
資金用途	事業に必要な資金

主な保証制度一覧 (国制度・協会制度)

令和5年4月1日現在

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%)	保証料率 (企業負担、%)	担保	取扱金融機関	備考
国・保証協会の特別保証制度	継続型短期融資保証	100万円以上 5,000万円以内	1年 (ただし、5回まで更新可能)	1.5以内	1.80以内	必要に応じ	約定書締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね5年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。
	経営相談付長期設備資金	2,000万円以上 2億8千万円以内	20年	1.80以内	1.75以内			必要に応じ
	当座貸越根保証	2億8千万円	2年 (更新可)	1.62以内	原則不要	原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組(当貸除く)、みずほ銀行、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、若手銀行(当貸のみ)、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行、商工中金(当貸のみ)、かつの農協(当貸のみ)	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。
	事業者カードローン	2,000万円					金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。	
	小規模事業者カードローン	一般枠：300万円 創業者枠：100万円	1.90以内	1.90以内	原則不要	原則不要	従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方のタイムリーな資金調達が支援します。	事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など)
	経営承継関連保証	2億8千万円					事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(前代表者が所有する株式等取得資金など)	
	特定経営承継関連保証	2億8千万円	1.15以内	10年	1.90以内 (中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの承認を受けた方は1.15%以内)	必要に応じ	他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(M&Aによる株式等取得資金など)	事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など)
	経営承継準備関連保証	2億8千万円					事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げます。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。	
	事業承継特別保証	承継特別	2億8千万円	15年	1.15	必要	経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた中小企業者について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げます。	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約するための資金を調達できます。
	経営承継借換関連保証	承継借換	2億8千万円		1.80以内		事業開始後1年未満の方が、不動産取得の際の資金調達が支援します。	
	事業承継サポート保証	事業承継サポート	2億8千万円	10年	1.90以内	原則不要	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調達が支援します。	事業承継計画に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達が支援します。
	創業者不動産取得支援保証	不動産取得(創業)	1億円	20年	1.15以内	必要に応じ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や収益力改善を支援します。	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達が支援します。
	税理士推薦特別保証	税理士推薦	2,000万円 (直近における平均月商の3カ月の範囲内)	10年	0.20	在庫または売掛債権のみ	在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。	
	伴走支援型特別保証	伴走特別	1億円	1年 (更新可)	0.68以内			
	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	改善サポ感染	2億8,000万円	15年				
流動資産担保融資保証	流動資産	2億円						

主な保証制度一覧 (市町村制度)

令和5年4月1日現在

① 一般資金 (原則として、責任共有制度の対象となります)

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市	運転・設備	3,000万円	10年	1.75
鹿野市	マル男		1,500万円		
湯上町	マルK		2,000万円		
五城目町	マル五		1,000万円		
八郎潟町	マル八		1,000万円		
井川町	マル井	1,000万円			
大湯村	マル湯	1,000万円			
大館市	マル大	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
鹿角市	マル鹿		2,000万円		
北秋田市	マル北		1,500万円		
小坂町	マル坂		1,000万円		
上小阿仁村	マル上	1,000万円			
能代市	マル能	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
八峰町	マル樞		1,000万円		
三種町	マル三		2,000万円		
藤里町	マル藤		1,000万円		
由利本荘市	マル庄	運転・設備	2,000万円	7年	1.95
にかほ市	マルに		2,000万円	10年	
大仙市	マル仙	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
北郷町	マルセ		2,000万円		
美郷町	マル美		1,500万円		
横手市	マル横	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
湯沢市	マルゆ		2,000万円		
羽後町	マル羽		2,000万円	15年	所定
東成瀬村	マル東		1,000万円	10年	1.75
		設備	2,000万円		

② 小規模事業者向けの資金

これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
 ・従業員数20名以下(商業・サービス業の場合は5名以下)で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000万円以内となる小規模事業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市小	運転・設備	2,000万円	10年	1.55
鹿野市	マル男小		1,500万円		
湯上町	マルK小		1,250万円		
五城目町	マル五小		1,000万円		
八郎潟町	マル八小		1,000万円		
井川町	マル井小	1,000万円			
大湯村	マル湯小	1,000万円			
大館市	マル大小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55
鹿角市	マル鹿小		2,000万円		
能代市	マル能小	運転・設備	2,000万円	10年	1.55
八峰町	マル樞小		1,000万円		
三種町	マル三小		2,000万円		
藤里町	マル藤小		1,000万円		
由利本荘市	マル庄小	運転・設備	2,000万円	7年	1.75
にかほ市	マルに小		2,000万円	10年	
大仙市	マル仙小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55
北郷町	マルセ小		1,250万円		
美郷町	マル美小		1,250万円		
横手市	マル横小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55
湯沢市	マルゆ小		2,000万円		
羽後町	マル羽小		2,000万円	10年	所定
東成瀬村	マル東小		1,000万円	10年	1.55
		設備	2,000万円		

③ 創業者向けの資金

これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
 ・不動産取得に係る資金は対象外となります。(マル市創業を除く)

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市創業	運転・設備	2,000万円	10年	1.55 (1.75)
秋田市	マル無		500万円		1.55
鹿野市	マル男創業		1,000万円		
五城目町	マル五創業		1,000万円		
八郎潟町	マル八創業		1,000万円		
井川町	マル井創業	1,000万円			
大館市	マル大創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
鹿角市	マル鹿創業		1,000万円		
小坂町	マル坂創業		1,000万円		
能代市	マル能創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
八峰町	マル樞創業		1,000万円		
三種町	マル三創業		2,000万円		
藤里町	マル藤創業		1,000万円		
にかほ市	マルに創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.75
大仙市	マル仙創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
北郷町	マルセ創業		1,000万円		
美郷町	マル美創業		1,000万円		
横手市	マル横創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55

- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じて提供いただくこともございます。(各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。)
- 保証料は各市町村で全額補給しております。(ただし、創業資金のうち、スタートアップ創出促進保証に準拠する場合、一部保証料負担が発生する場合がございます。)
- 各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。

企業支援のための取り組み

専門家派遣事業

お客様が「強み」を伸ばし、また課題を解決するためのお手伝いとして、マーケティングや情報システム化、税務・会計など様々な分野の専門家を派遣しております。派遣に係る費用は当協会が負担いたしますので、お客様は無料※でご利用いただけます。令和4年度は114企業にご利用いただきました。

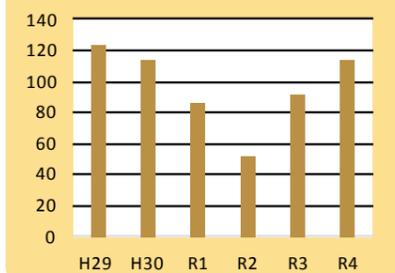
ご利用いただいたお客様からは、「財務内容の改善」「役職員の知識・技術力の向上」「売上や利益の増加」などの効果があったと報告を受けており、事業の成長につながる活用が図られています。

※派遣回数を越えた分の費用は、お客様の負担となる場合があります。



対象	当協会をご利用中の方・これからご利用される方
派遣回数	最大7回
謝金	専門家への謝金は当協会が負担します
旅費・宿泊費	専門家の旅費・宿泊費は当協会が負担します(ただし、金額に上限があります)
派遣先企業数	100社(予定)

利用企業数推移 (社/者)



● 専門家テーマ別実績

テーマ	企業数
販路開拓	22
新商品開発	11
店舗管理	2
組織・人材育成	11
IT・情報化	20
技術・生産管理	9
デザイン	9
財務	8
労務	7
事業計画の策定	4
経営改善計画の策定	7
その他	4
計	114

● 専門家派遣利用企業業種別実績

製造業	22
建設業	12
卸売業	2
小売業	27
飲食業	10
サービス業	30
宿泊業	3
その他	8
合計	114

経営診断サービスの提供

当協会を利用されているお客様の経営改善活動をサポートするため、一般社団法人CRD協会が提供している経営分析ツールの中小企業経営診断システム(Management consultingSupport System/略称:McSS)によって得られた財務分析などの総合評価結果診断書を無料で提供しています。(※法人企業限定)

McSSは、お客様の財務状況について評価し、蓄積された全国データを比較した信用力の「位置づけ」と、財務面の「強み・弱み」を表示する「財務診断ツール」であり、令和4年度は759企業に資料を提供しました。



創業支援

創業を計画している方や創業後間もない方を対象に、当協会の創業支援担当職員が創業前から事業が安定するまで一貫した支援を行います。

令和4年度の創業者向け保証制度の実績は利用企業者240社、保証承諾額1,340百万円となりました。

◆企業訪問・フォローアップ

お客様を訪問し、創業後の状況やお悩みを共有し、お客様の課題解決に向けてサポートを行っております。

令和4年11月には、フォローアップの一環として開業後5年未満の創業者546社に対しダイレクトメールを送信し、金融・経営相談に対応いたしました。

◆創業ガイドブックの作成・支援メニューの提供

創業のための準備、創業に関する保証制度や関係機関の補助金等の情報をご提供します。

◆起業塾・創業塾への職員派遣

関係機関が主催する創業者向けのセミナー等に創業支援担当職員が出席し、創業者向け保証制度についてなど説明を行っております。

◆起業家交流会の開催

起業・創業に必要な情報提供を行うほか、不安解消や人脈形成のお手伝いとして、創業者同士の交流の場をご提供します。

◆制度の創設

創業者(事業開始後1年未満)の事務所等不動産取得支援として「創業者不動産取得支援保証制度」を令和4年7月に創設いたしました。令和4年度の実績は利用企業者7社、保証承諾額89百万円となりました。また、令和5年3月には、経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度」も創設しております。



事業承継支援

経営者の高齢化、後継者不足による事業承継問題が深刻化していることから、事業承継をお考えのお客様に対して様々な支援を行います。

◆秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』の利用推進
円滑な事業承継を支援するため、一定の要件を満たす企業について、事業承継時の経営者保証を不要とする秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』を推進しております。令和4年度の実績は、利用企業者13社、保証承諾額404百万円となりました。

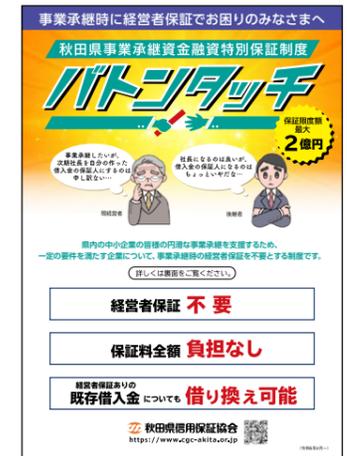
また、当協会の顧客データを基に、『バトンタッチ』の財務要件を満たす1,950企業に対してダイレクトメールを送信し、同制度の周知を行いました。

◆ニーズに応じた保証制度の利用

企業間買収(M&A)のための経営承継準備関連保証や従業員等による企業買収(EBO)など、様々な事業形態に応じてご利用いただける特別保証制度をご用意しております。

◆関係機関との連携強化

金融機関と連携し、将来の事業存続に課題や悩みを抱えるお客様を訪問し、事業承継に向けた準備や、必要に応じて事業承継相談機関等へ斡旋を行います。



経営課題を抱える企業への支援

新型コロナ対策資金の返済据え置き期間中の方や過剰債務を抱えた方等に対しモニタリング等を実施し、経営状況の把握及び経営課題解決に向けての専門家派遣、協会内中小企業診断士による経営改善計画の策定支援、商談会展支援等を行っております。

◆モニタリング・フォローアップ

企業訪問を主体に令和4年度は916企業へのモニタリング・フォローアップを実施いたしました。

また実施したモニタリング・フォローアップの結果を分析し、中小企業のニーズを把握するとともに金融機関をはじめとする関係機関との情報共有を行い、経営支援につなげております。

◆関係機関との連携

令和4年9月に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促進することを目的に4社(東北経済産業局、秋田商工会議所、秋田県中小企業活性化協議会、当協会)間で連携協定を締結しております。

◆販路拡大支援

販路拡大支援として、商談会等への参加斡旋や出展料・旅費等の一部補助を行っております。

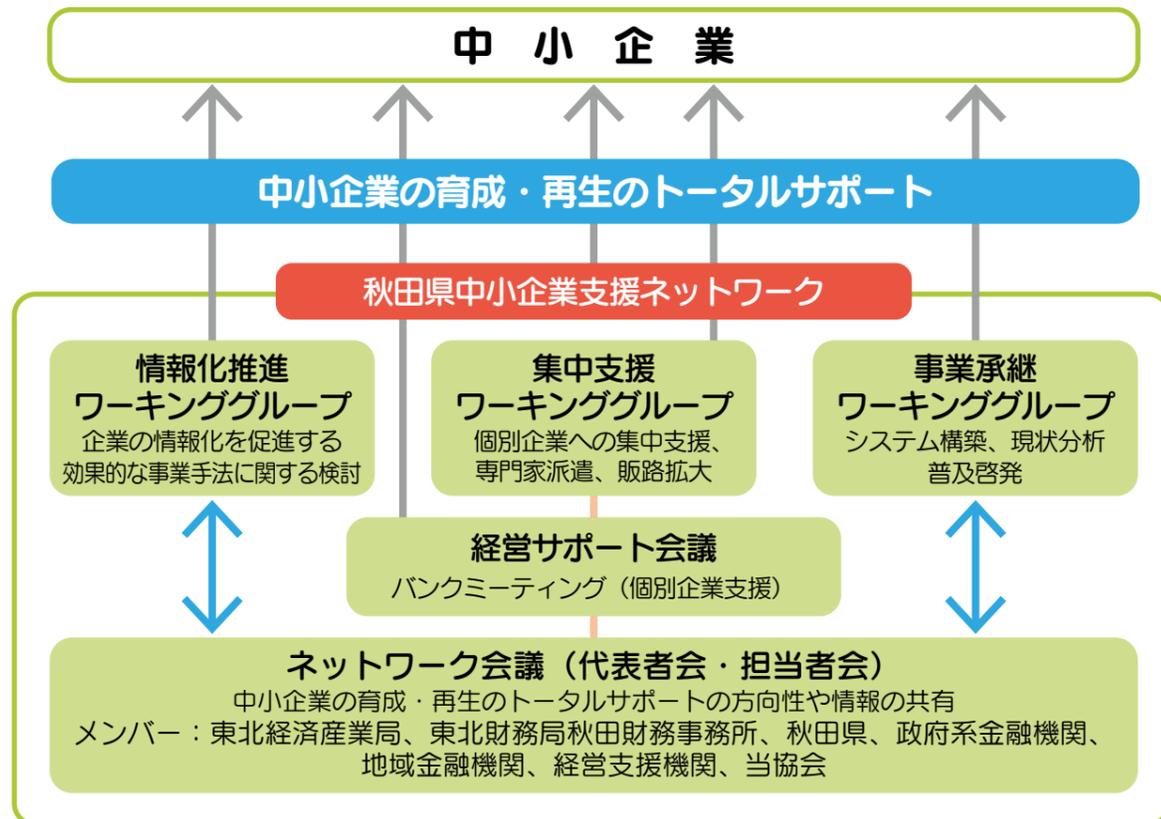
●令和4年度実績

商談会名	斡旋企業者数
県産食材マッチング商談会2022	15企業
OSAKAビジネスフェア2022	5企業
いっぴん商談会akita2022	6企業

関係機関との連携

◆秋田県中小企業支援ネットワーク

中小企業の育成・再生のトータルサポートを行うため、秋田県・金融機関・経営支援機関等と「秋田県中小企業支援ネットワーク」を形成し、情報共有や個別企業の支援を行っています。



※集中支援ワーキンググループおよび経営サポート会議（バンクミーティング含む）については、当協会が事務局を担当しています。
令和4年度開催回数 経営サポート会議 127回 集中支援ワーキンググループ会議 41企業支援

相談窓口メニュー

当協会では、下記のような相談窓口を設けて対応しております。お近くの協会窓口または当協会ホームページよりお気軽にご相談ください。
（お近くの協会窓口は最終ページをご参照ください）

資金繰り相談	金融機関紹介相談	事業計画 経営計画 策定支援	経営診断 サービス	商談会 展示会
--------	----------	----------------------	--------------	------------

金融支援に関する取り組み

令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業・小規模事業者の皆様への資金繰り支援として、県・市町村と連携して金融支援を行ってきました。

また、令和4年7月には、円安の進行、ウクライナ情勢の悪化等に伴う原油・原材料等の価格高騰の影響を受けたお客様への資金繰り支援として「秋田県経営安定資金 原油・原材料等価格高騰対策枠」を創設いたしました。

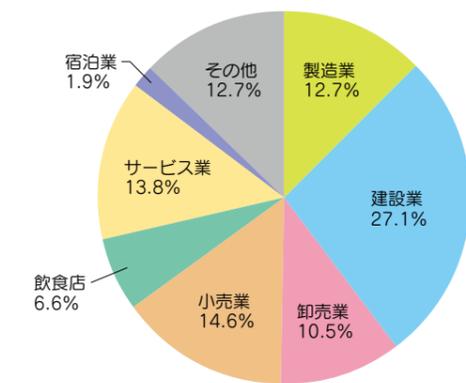
● 令和4年度の新型コロナウイルス感染症関連資金及び原油・原材料等価格高騰対策枠の実績（単位：件、百万円）

制度名	承諾件数	承諾額
秋田県新型コロナウイルス感染症対策枠	737	10,954
秋田県伴走支援型特別保証	57	1,147
秋田県事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	4	87
市町村制度（コロナ対策関連）	99	476
秋田県経営安定資金原油・原材料等価格高騰対策枠	8	265
その他（セーフティネット保証）	16	246

新型コロナウイルス感染症関連資金及び原油・原材料等価格高騰対策枠の保証承諾実績は、令和4年度全体の保証実績の31.2%となっております。

● 新型コロナウイルス感染症関連資金及び原油・原材料等価格高騰対策枠の業種別保証実績

業種名	承諾額（百万円）
製造業	1,680
建設業	3,577
卸売業	1,386
小売業	1,929
飲食業	864
サービス業	1,812
宿泊業	248
その他	1,679
合計	13,175



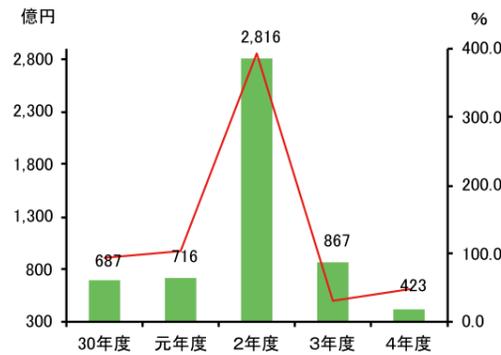
令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症や原油・原材料等の価格高騰の影響を受け、売上減少や資金繰りが厳しい状況である中小・小規模事業者の皆様への支援に全力で取り組んで参ります。

令和4年度業務実績

事業概況（過去5年間）

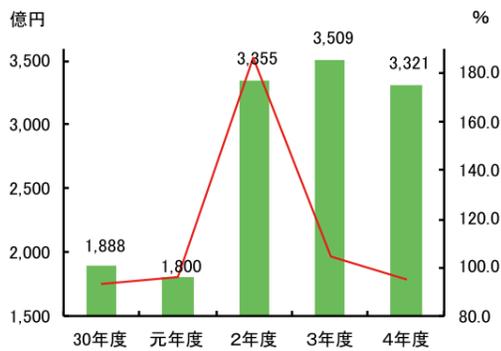
保証承諾 (単位:件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年比
30年度	8,345	68,689	92.6
元年度	7,877	71,630	104.3
2年度	19,991	281,562	393.1
3年度	6,369	86,727	30.8
4年度	4,487	42,251	48.7



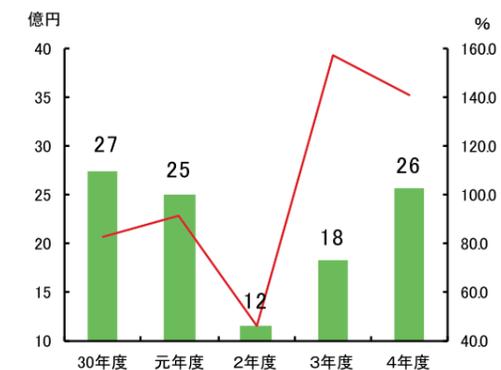
保証残高 (単位:件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年比
30年度	26,656	188,788	93.2
元年度	26,032	180,044	96.4
2年度	31,747	335,499	186.3
3年度	31,656	350,889	104.6
4年度	31,374	332,094	94.6



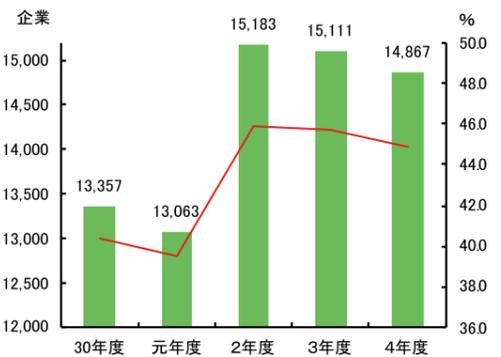
代位弁済 (単位:件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年比
30年度	332	2,737	82.6
元年度	362	2,507	91.6
2年度	157	1,158	46.2
3年度	190	1,821	157.2
4年度	273	2,559	140.6



保証利用企業数 (単位:企業、%)

年度	企業数	増減数	※利用度
30年度	13,357	-194	40.4
元年度	13,063	-294	39.5
2年度	15,183	2,120	45.9
3年度	15,111	-72	45.7
4年度	14,867	-244	44.9



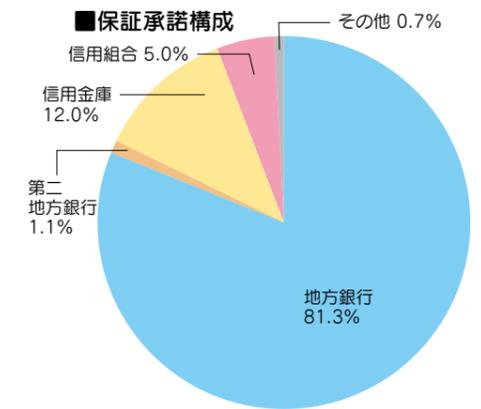
※利用度:保証利用企業数÷中小企業者数
(2020年版中小企業白書付属統計資料)

■ 金額、企業数 — 前年比、利用度

令和4年度金融機関別保証状況

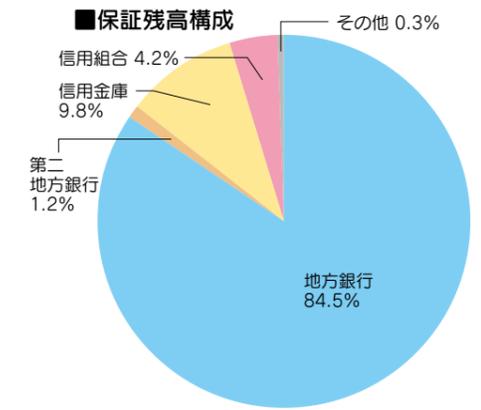
保証承諾 (単位:件、百万円、%)

金融機関	件数	金額	前年比
地方銀行	3,242	34,336	47.3
第二地方銀行	48	450	56.5
信用金庫	863	5,076	50.7
信用組合	322	2,112	68.1
その他	12	277	103.4
合計	4,487	42,251	48.7



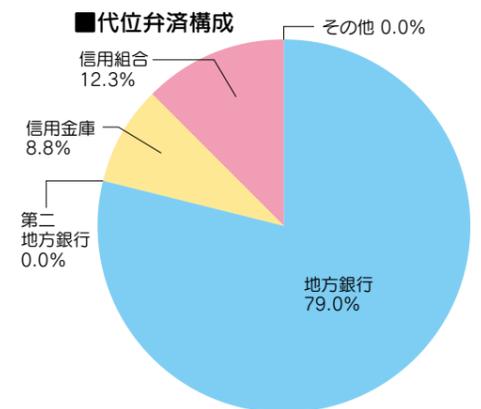
保証残高 (単位:件、百万円、%)

金融機関	件数	金額	前年比
地方銀行	24,252	280,616	94.5
第二地方銀行	366	4,046	95.1
信用金庫	4,768	32,486	96.3
信用組合	1,912	13,980	95.7
その他	76	966	80.0
合計	31,374	332,094	94.6



代位弁済 (単位:件、百万円、%)

金融機関	件数	金額	前年比
地方銀行	190	2,020	130.6
第二地方銀行	1	1	-
信用金庫	45	224	186.8
信用組合	37	314	230.3
その他	0	0	-
合計	273	2,559	140.6

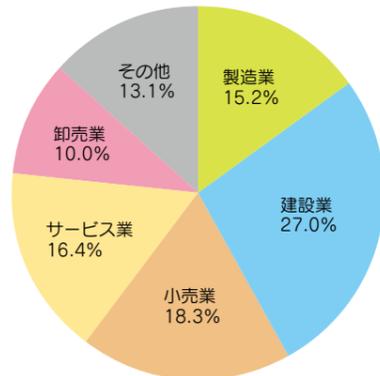


令和4年度業種別保証状況

保証承諾 (単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		599	6,437	52.9
建設業		1,237	11,397	49.5
小売業		1,082	7,738	45.3
サービス業		832	6,940	47.2
卸売業		272	4,215	42.8
その他		465	5,524	55.8
合計		4,487	42,251	48.7

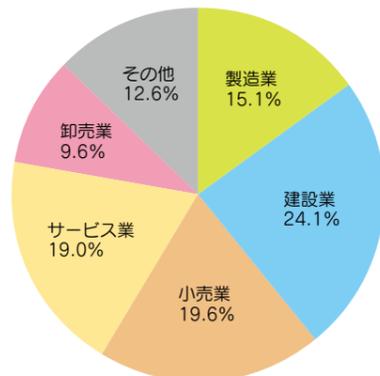
■保証承諾構成比



保証残高 (単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		4,118	50,281	95.8
建設業		7,975	79,892	94.2
小売業		7,810	65,081	94.8
サービス業		6,016	63,144	94.5
卸売業		2,151	31,737	93.4
その他		3,304	41,959	95.1
合計		31,374	332,094	94.6

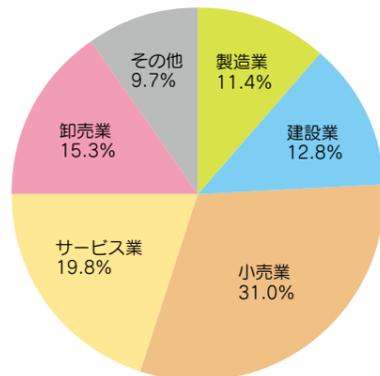
■保証残高構成比



代位弁済 (単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		38	293	65.8
建設業		34	327	107.2
小売業		103	793	233.2
サービス業		50	507	215.7
卸売業		29	391	125.3
その他		19	248	134.8
合計		273	2,559	140.6

■代位弁済構成比

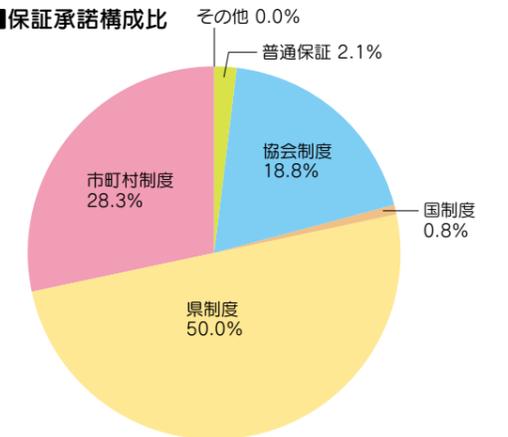


令和4年度制度別保証状況

保証承諾 (単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		40	891	57.6
協会制度		1,238	7,924	76.4
国制度		16	338	51.8
県制度		1,335	21,126	32.2
市町村制度		1,858	11,972	140.7
その他		0	0	-
合計		4,487	42,251	48.7

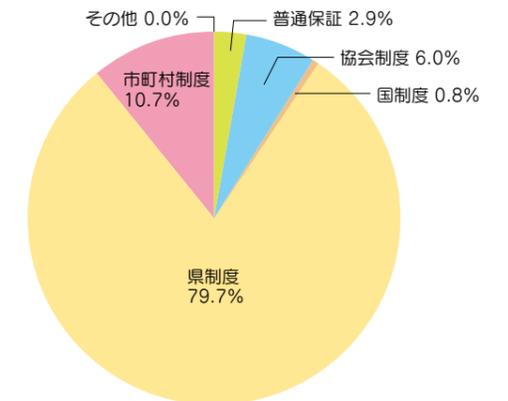
■保証承諾構成比



保証残高 (単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		469	9,584	84.5
協会制度		2,750	19,799	85.1
国制度		112	2,771	98.2
県制度		19,920	264,557	95.3
市町村制度		8,123	35,383	98.9
その他		0	0	-
合計		31,374	332,094	94.6

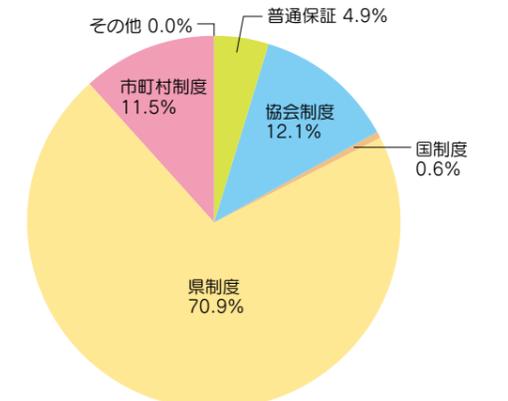
■保証残高構成比



代位弁済 (単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		5	126	3429.1
協会制度		31	309	639.1
国制度		2	15	80.8
県制度		175	1,815	116.2
市町村制度		60	294	157.2
その他		0	0	-
合計		273	2,559	140.6

■代位弁済構成比



令和4年度市郡別保証状況

(単位:件、百万円、%)

項目 地域	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
秋田市	1,306	13,641	49.9	10,636	119,225	96.4	106	955	122.9
男鹿市	82	792	36.2	768	8,724	95.4	4	10	6.0
潟上市	133	1,121	41.9	929	8,963	92.1	13	135	3016.9
南秋田郡	74	742	44.9	516	4,597	86.7	4	35	404.8
大館市	316	3,529	50.8	2,303	26,112	94.7	16	123	398.3
鹿角市	121	998	45.0	876	9,386	93.3	7	14	-
北秋田市	150	1,142	44.9	858	7,928	92.4	9	222	-
鹿角郡	12	271	45.0	92	1,320	92.0	0	0	-
北秋田郡	18	155	157.6	67	683	101.9	1	14	-
能代市	234	1,907	32.5	1,600	17,843	91.3	19	287	128.9
山本郡	87	540	40.8	600	5,706	93.2	4	18	-
由利本荘市	433	3,147	61.6	2,220	17,008	95.3	23	146	157.4
にかほ市	127	950	54.2	918	8,806	91.6	5	21	77.8
大仙市	366	3,725	56.2	2,479	23,357	95.2	9	32	30.3
仙北市	132	1,140	57.7	920	8,311	87.9	4	39	20.2
仙北郡	92	774	80.2	450	4,037	95.7	3	19	-
横手市	499	4,395	43.7	3,229	37,088	95.1	33	426	364.0
湯沢市	203	1,993	50.3	1,334	14,894	92.8	13	63	76.8
雄勝郡	79	847	63.2	390	3,969	100.7	0	0	-
県外	23	443	29.5	189	4,136	93.9	0	0	-
合計	4,487	42,251	48.7	31,374	332,094	94.6	273	2,559	140.6

経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする保証の取扱いを行っております。令和4年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

	令和4年度
①信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	4,487
②無保証人で信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	2,009
③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合(法人・個人を含む)	44.8%

	令和4年度
④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	304

	令和4年度
⑤「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	4

	令和4年度
⑥代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	41
⑦代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	241
⑧代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	345
⑨代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	4
⑩ ⑥～⑨の合計	631

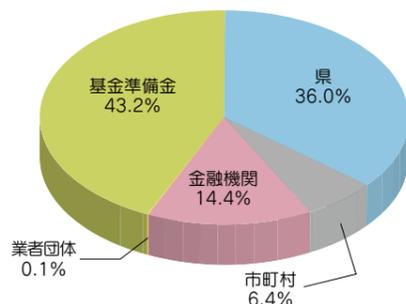
令和4年度決算報告

貸借対照表 (R5.3.31現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	19,097,247
預け金	8,791,024	基金	10,847,937
普通預金	424,226	基金準備金	8,249,310
定期預金	8,350,000	制度改革促進基金	0
郵便貯金	16,798	収支差額変動準備金	5,874,228
有価証券	23,814,795	責任準備金	2,098,725
地方債	10,677,837	求償権償却準備金	297,446
社債	13,129,071	退職給与引当金	450,377
株式	3,000	損失補償金	4,091,316
ファンド出資	4,887	保証債務	332,093,539
動産・不動産	336,622	借入金	0
損失補償金見返	4,091,316	短期・長期借入金	0
保証債務見返	332,093,539	収支差額変動準備金造成資金	0
求償権	909,590	雑勘定	6,816,697
雑勘定	782,689	仮受金	4,482
仮払金	0	保険納付金	31,545
厚生基金	91,150	損失補償納付金	4,877
連合会勘定	0	未経過保証料	6,773,529
未収利息	47,666	未払保険料	910
未経過保険料	643,873	未払費用	1,354
合計	370,819,575	合計	370,819,575

基本財産の状況 (出資先構成割合) ※基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。



令和4年度貸借対照表

借方

現金預金	8,791
有価証券	23,815
動産・不動産	337
求償権	910
雑勘定 (※うち未経過保険料)	783 (644)
保証債務見返	332,094
損失補償金見返	4,091

貸方

(単位:百万円)

基本財産	19,097
収支差額変動準備金	5,874
責任準備金	2,099
求償権償却準備金	297
退職給与引当金	450
雑勘定 (※うち未経過保証料)	6,817 (6,774)
保証債務	332,094
損失補償金	4,091

代位弁済の支払準備資産等として地方債や安全な社債等を保有しています。

ここに計上している求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却(回収困難なもの、日本政策金融公庫から受領した保険金及び連合会や地交体から受領した損失補償金相当額等)を控除したものです。

未経過保険料とは当年度に日本政策金融公庫に支払った信用保険料のうち、翌事業年度にかかる分を計上しており、前払金に相当します。

※以下の科目を資産と負債を同額計上しています

株式会社の資本金に相当するもので、基金と基金準備金で構成されています。基金の出資先は県・市町村、金融機関等です。基金準備金は株式会社の繰越利益に相当するもので、過去の収支差額の累計です。

収支差額に欠損が生じたとき、または急激な保証増加により基本財産の増強が必要になった場合、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぎます。

将来の不測の事態に備えるため積み立てており、貸倒引当金に相当します。

資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって、一定の割合額を積み立てています。

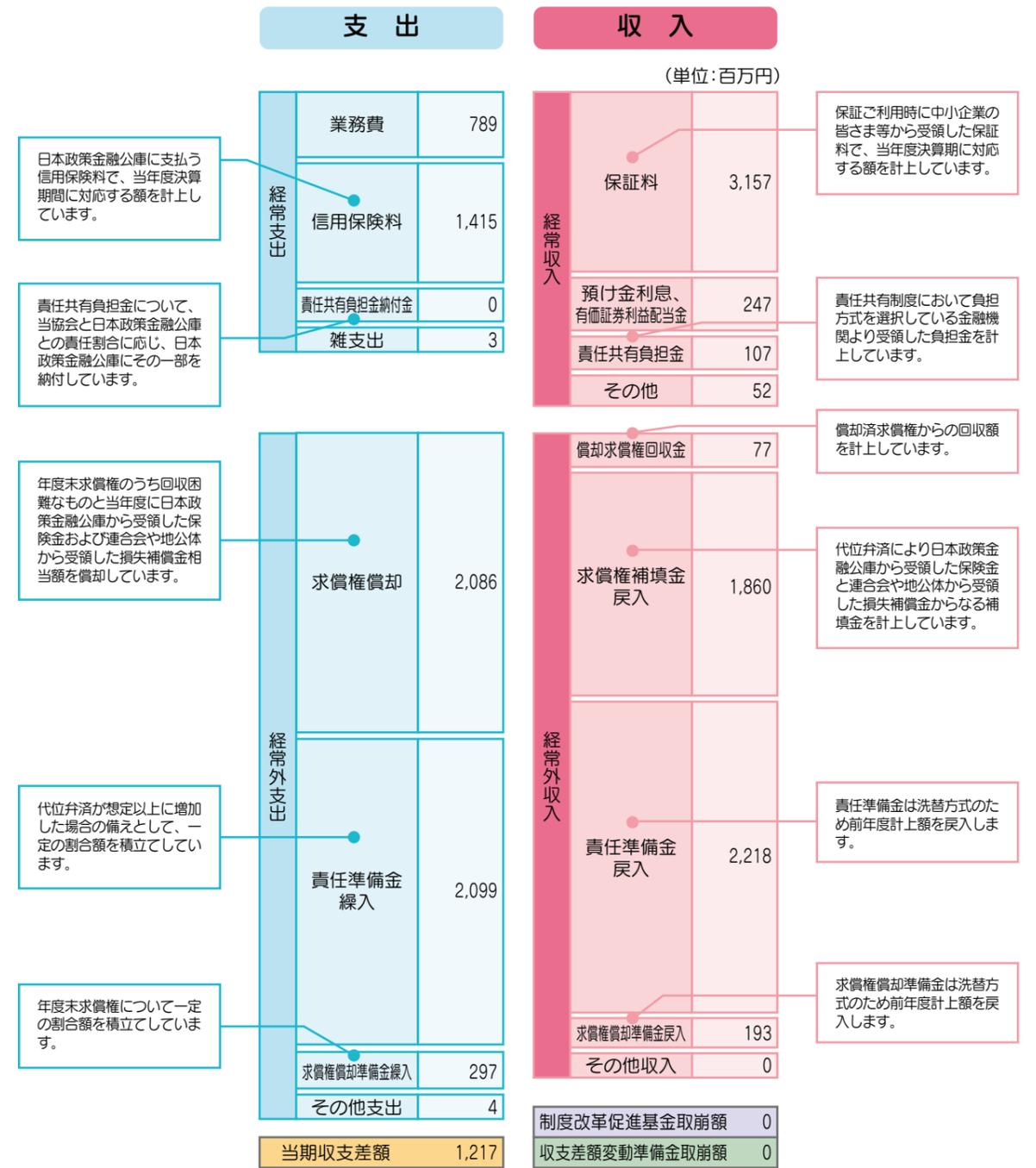
未経過保証料とは受領した信用保証料のうち、当年度決算期に入らない翌事業年度以降にかかる分を計上しており、前受金に相当します。

収支計算書 (R4.4.1~R5.3.31)

(単位:千円)

支 出		収 入	
経常支出	2,206,630	経常収入	3,562,356
業 務 費	788,679	保 証 料	3,156,534
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	5,753
信 用 保 険 料	1,415,229	有価証券利益配当金	241,135
責任共有負担金納付金	0	延 滞 保 証 料	1,893
雑 支 出	2,722	損 害 金	21,923
		事 務 補 助 金	9,342
		責 任 共 有 負 担 金	106,747
経常収支差額	1,355,726	雑 収 入	19,029
経常外支出	4,486,919	経常外収入	4,348,292
求 償 権 償 却	2,086,260	償却求償権回収金	77,277
補 填 金 償 却	1,860,445	責 任 準 備 金 戻 入	2,218,197
自 己 償 却	225,815	求償権償却準備金戻入	192,373
雑 勘 定 償 却	1,229	求償権補填金戻入	1,860,445
退 職 金	1,216	保 険 金	1,740,068
責 任 準 備 金 繰 入	2,098,725	損 失 補 償 補 填 金	120,377
求償権償却準備金繰入	297,446	補 助 金	0
そ の 他 支 出	2,043	そ の 他 収 入	0
経常外収支差額	-138,627		
		制度改革促進基金取崩額	0
当期収支差額	1,217,099	収支差額変動準備金取崩額	0

令和4年度収支計算書



令和4年度経営計画（実績）に関する評価

当協会では、経営の透明性を一層高め、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を果たすことを目的に「外部評価委員会」を設置しています。

令和4年度経営計画（実績）についても外部評価委員会の評価を受け、その概要をホームページにて公表しています。

令和5年度 経営計画について

1. 業務環境

1 秋田県の経済情勢

秋田県内の景気動向は、長引く新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響や物価上昇、慢性的な人手不足から一部に弱さが残るものの、昨春以降ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり全体として持ち直しています。

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）にあつては、全国旅行支援といった政策効果もあつて、倒産は落ち着いて推移していますが、ウクライナ情勢の影響などからエネルギー価格が高騰しており、今後、収益を圧迫された企業の倒産増加が懸念されています。

2 秋田県の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

県内の中小企業は、これまで国や地方公共団体（以下「地公体」という。）の経済政策等で資金繰りの安定が図られているものの、コスト増に価格転嫁が追い付かず収益の圧迫や過剰債務など様々な経営課題を抱えています。また、本県は引き続き人口減少によるマーケットの縮小や少子高齢化による人手不足、後継者の不在等を要因とした休廃業の増加など、従来からある課題も抱えていることから、中小企業を取り巻く経営環境等は依然として厳しい状況にあります。

このため、当協会をはじめとする関係機関は、ウィズコロナ下で中小企業が経営改善等への取組を推進していくため、継続的な伴走支援、元金返済が本格化する民間ゼロゼロ融資の借換需要への対応など、様々な経営支援に全力を尽くすことが必要になっています。

2. 業務運営方針

令和5年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の強化に向けた取組を土台としつつ、企業訪問が経営支援の入口との認識を全職員で共有し、「企業へ出向き、対話を繰り返す」ことを意識しながら活動してまいります。中小企業の多様な資金需要に応えるため金融支援をはじめ、創業支援の強化による開業率の改善、事業承継や事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援を実施し、企業の発展による県内経済の活性化につながる活動を全力で取り組みます。

加えて、国が推進する経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた各施策についても積極的に取り組みます。また、これらの金融支援、経営支援をより効果的に行うため、引き続き県・市町村、金融機関、支援機関等との連携を重視しながら、金融仲介機能を発揮するとともに、職員研修をより一層充実させるなど各自のスキルアップにも取り組みます。

- 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施
- 企業との接点増加による経営支援の充実
- 創業者支援の強化

3. 重点課題

1 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施

①政策保証の利用促進

新型コロナの長期化に加え、原材料費やエネルギー価格の高騰などの影響を受けた中小企業に対する早期の経営改善等を促すため「伴走支援型特別保証制度」（以下、「伴走特別」という。）や、生産性の改善や規模拡大により賃金水準の向上に取り組もうとする中小企業に対しては「賃金水準向上資金融資保証制度」（以下、「賃金水準向上（社債）」という。）、再生可能エネルギー産業への県内中小企業の参入を促すため「再生可能エネルギー産業参入支援資金」などの政策保証を積極的に活用した力強い金融支援の実施に努めます。

②経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組

経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、金融機関と連携し、経営者保証に依存しない「スタートアップ創出促進保証制度（以下、「SSS保証」という。）や「財務要件型無保証人保証制度」などの利用を促進するとともに、「事業承継資金特別保証制度」（以下、「バトンタッチ」という。）などを利用し、経営者保証の解除にも取り組みます。

③ニーズに応じた適切な金融支援の実施や情報提供

中小企業への企業訪問を通じ、業態転換や新分野進出などによる事業再構築、販路拡大や生産性向上に向けた設備投資を行う企業に対しては、必要資金を積極的に供給するとともに、地公体などの補助金情報、関係機関及び当協会が実施している支援情報を提供します。

④保証利用の裾野拡大を通じた中小企業の事業維持・発展に向けた取組

完済した企業や協会未利用企業の実態を金融機関や商工団体への訪問を通じ把握・共有し、利用の可能性がある先に対して適切な情報提供に努めます。

また、返済期限が到来するなど完済見込み先へ経営状況に応じた適切な金融支援を提案するなど、中小企業の事業維持・発展に信用保証を通じ貢献できるよう取り組みます。

⑤保証利用の利便性向上

事前協議や保証申込手続きのデジタル化とともに、ペーパーレス、押印レスなどの手続きの簡素化も進め、中小企業や金融機関など保証利用者の目線に立った業務改善への取組を通じて、保証利用の利便性向上や利用者負担の軽減に努めます。

2 企業との接点増加による経営支援の充実

①モニタリングの強化

新型コロナ対策資金の返済据置中の企業や過剰債務を抱えた企業等の経営状況を的確に把握するためモニタリング活動を強化し、当該企業との課題共有に努め、適切で効果的な経営支援などをタイムリーに実施できるよう努めていきます。

②フォローアップの充実

モニタリングで把握した経営課題等に対し、一歩踏み込んだ金融支援や専門家派遣、協会内中小企業診断士による経営改善計画の策定支援、商談会出展支援等きめ細かなフォローアップに努め、早期の経営改善実現や企業の更なる発展を全力でサポートします。

6 コンプライアンス 態勢の強化

- ①コンプライアンス態勢・意識の徹底**
コンプライアンスを全ての業務の基本に据え、コンプライアンス・マニュアルに基づいた業務の運営と、コンプライアンス・プログラムの策定による役職員の一層の意識向上によりコンプライアンス態勢を徹底します。また、具体的な事例紹介等を通じ、適切な業務運営の徹底を図り、役職員のより一層の意識向上とコンプライアンスの浸透を図ります。
- ②内部監査の実施**
基幹業務の事務処理についての適格性監査のほか、具体的な対応についての妥当性監査を強化します。また、主務省庁による監督・検査における指摘や指導に適切に対応するとともに、本部による各現課の管理状況についても検証します。
- ③個人情報保護の徹底と適正な管理**
監査実施計画に基づく点検・監査を実施し、個人情報保護の啓発及び徹底を図り、適正な対応に努めます。
- ④ガバナンスの強化、経営計画等の公表**
協会運営に関し、長期経営計画及び中期事業計画並びに年度経営計画等に基づく重要事項について役職員間での認識共有を徹底するとともに、中小企業に対する経営支援等の取組の「見える化」を進め、ガバナンスの強化を図ります。
また、経営計画の公表やディスクロージャー誌の発行等、適切な情報公開を通じた透明性の高い経営を実現します。
- ⑤反社会的勢力等の排除**
反社会的勢力等の保証利用を未然に防止するため、保証利用の有無にかかわらず関連情報を集約し、データベースの充実を図ります。また、全国暴力追放運動推進センターなど関係機関との連携を一層強化し、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力等との関係を遮断します。

4. 保証承諾等の見通し

令和5年度における保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額
保証承諾	600億円
保証債務残高	3,030億円
代位弁済	45億円
実際回収	6億円

令和5年度経営計画の詳細は、ホームページで公開しております。

- ③関係機関との連携による経営支援の強化**
業況改善に時間を要している企業や過剰債務の縮小に向け取り組もうとしている先などに対して、関係機関と連携し、収益力改善に向けた経営改善計画の策定支援や経営サポート会議の活用、専門家派遣事業の提案、必要に応じて返済緩和措置を講じるなど、関係機関が一丸となって中小企業の取組を支援していきます。

- ④アフターコロナを見据えた経営支援の充実**
経営支援の効果を高めていくため、これまで蓄積した経営支援に関するデータを分析し、定量的な効果検証の試行や準備を進め今後の経営支援に反映させていきます。

- ①創業支援の充実**
創業準備段階者を含む創業者や、第二創業など業態転換への取組を積極的に支援するため、相談窓口を設置し創業準備から資金調達までのアドバイス対応や創業支援チームによる支援、専門家派遣事業を活用した創業計画ブラッシュアップ支援及び創業に必要な手続き支援など、きめ細かな対応を充実させるとともに、国の施策である経営者保証を不要とする制度利用を含めた金融支援を促進します。

- ②創業保証利用先へのモニタリング強化**
創業保証利用後間もない中小企業者に対して、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて専門家派遣などのフォローアップで事業継続・発展の取組を支援します。
また、起業した方々が日頃抱えている課題の共有や、ネットワークの広がりやに寄与することを目的とした起業家交流会を開催します。

- ①事業承継支援の強化**
中小企業の事業承継を円滑に進めるため、事業承継特別保証制度の対象見込先に対して積極的な情報提供を行い、制度融資の周知に努めます。
また、金融機関や秋田県事業承継・引継ぎ支援センター等と企業情報を共有し事業承継支援を強化していきます。

- ②SDGsに資する取組の推進**
信用保証業務を通じてSDGsの推進を図り、地域経済の活力ある発展に貢献していきます。

- ①デジタル技術を活用した事務の効率化への取組**
限られた人的リソースで日々多様化・複雑化する中小企業支援業務に対応していくため、デジタル技術を活用した事務の効率化や働き方改革へ取り組むことで、職員が働きやすい業務環境の向上に努めます。

- ②自ら考え行動する自律的な職員の育成**
中小企業への効果的な支援を進めるため、優良支援事例の報告会による支援活動の共有や内部研修・OJTの充実、効果的な協会外研修の実施に努めます。また、資格取得奨励制度の対象資格を拡大するなど自己啓発を促し職員個々の能力の向上を図ります。

- ③人事考課の導入に向けた取組**
協会として必要とされる人材の育成をはかるため、評価する仕組みを明確にした人事考課制度の導入を検討します。

3 創業者支援の強化

4 地方創生等への貢献

5 活気ある保証協会の 実現

個人情報の保護について

個人情報保護宣言

秋田県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるに当たり、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1. 「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 個人信用情報センターから提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」9. 「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますので、ご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口（または郵送）に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口（または郵送）に持参（または郵送）ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6) (7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談

- 質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所	秋田市旭北錦町1番47号
電 話 番 号	018-863-9011
部 署 名	監査室

信用保証協会
とは、
プロフィール
秋田県信用
保証協会
役員・組織図
信用補充
制度について
信用保証の
利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度
（秋田県制度）
主な保証制度
（市町村制度）
企業支援の
ための
取り組み
金融支援に
関する
取り組み
令和4年度
業務実績
令和4年度
決算報告
令和5年度
経営計画に
ついて
個人情報の
保護について
コンプライアンス
について

信用保証協会
とは、
プロフィール
秋田県信用
保証協会
役員・組織図
信用補充
制度について
信用保証の
利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度
（秋田県制度）
主な保証制度
（市町村制度）
企業支援の
ための
取り組み
金融支援に
関する
取り組み
令和4年度
業務実績
令和4年度
決算報告
令和5年度
経営計画に
ついて
個人情報の
保護について
コンプライアンス
について

コンプライアンスについて

当協会は、信用保証協会法に基づき設立された公的機関であり、その公共的な使命に反し、信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することとし、以下の倫理憲章を定めています。

倫理憲章

(信用保証協会の公共性と社会的責任)

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

(質の高い信用保証サービス)

2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

(反社会的勢力との対決)

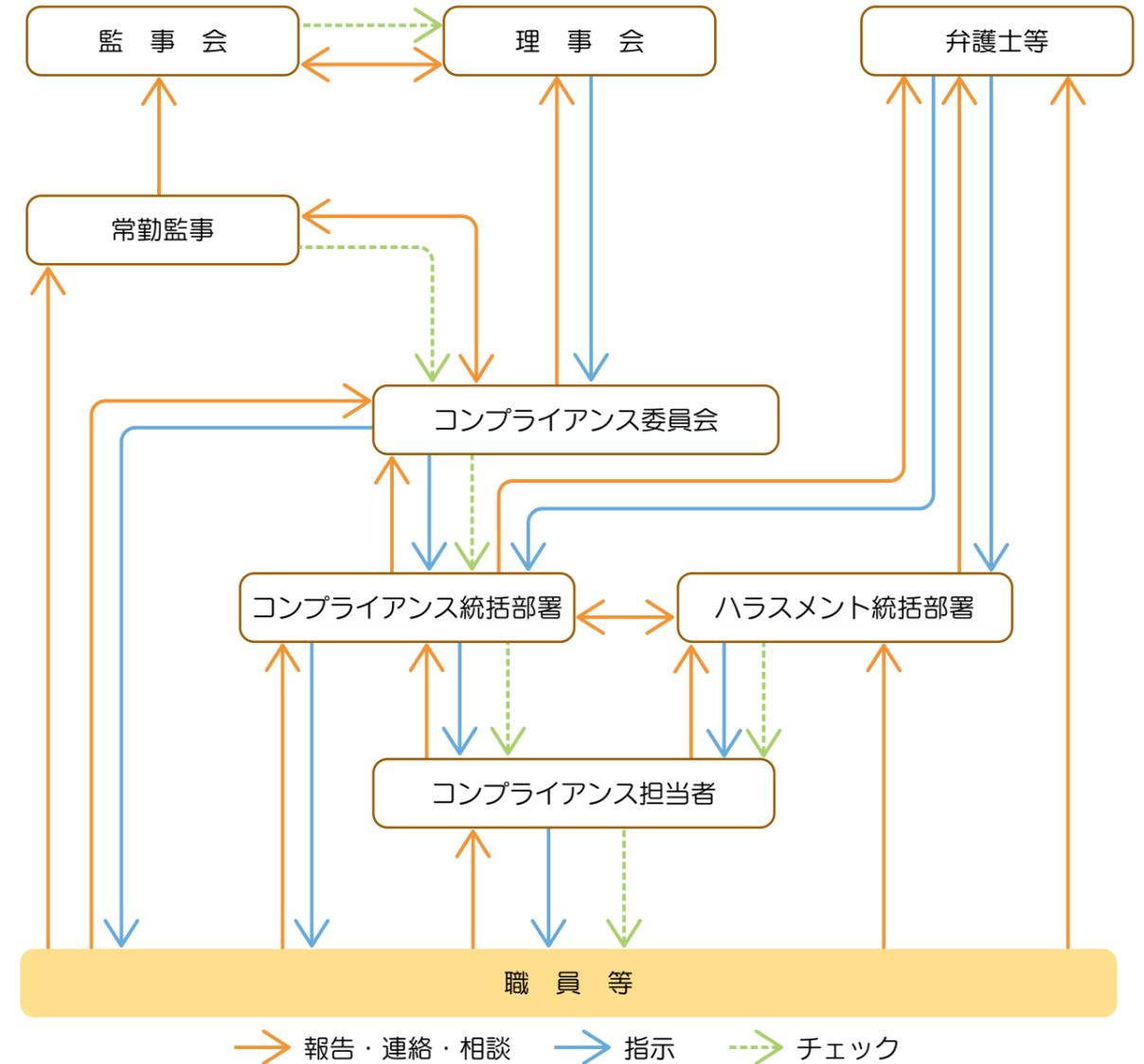
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

(地域社会に対する貢献)

5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

コンプライアンス組織図

コンプライアンスの着実な実践を確保するため、以下の体制を整えています。



信用保証協会とは、プロフィール
秋田県信用保証協会役員組織図
信用補完制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度(秋田県制度)
主な保証制度(国制度・協賛制度)
主な保証制度(市町村制度)
企業支援のための取り組み
金融支援に関する取り組み
令和4年度業務実績
令和4年度決算報告
令和5年度経営計画について
個人情報保護について

信用保証協会とは、プロフィール
秋田県信用保証協会役員組織図
信用補完制度について
信用保証の利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度(秋田県制度)
主な保証制度(国制度・協賛制度)
主な保証制度(市町村制度)
企業支援のための取り組み
金融支援に関する取り組み
令和4年度業務実績
令和4年度決算報告
令和5年度経営計画について
個人情報保護について